

タイトル	正規雇用者における平日の労働時間と休息時間：「社会生活基本調査」ミクロデータによる分析
著者	水野谷，武志；MIZUNOYA, Takeshi
引用	季刊北海学園大学経済論集，59(4)：73-84
発行日	2012-03-31

《論説》

正規雇用者における平日の労働時間と休息時間

—「社会生活基本調査」マイクロデータによる分析—

水 野 谷 武 志

1. はじめに
2. 先行研究の概要と本稿の研究視角
 - 2.1 正規雇用者の平日の労働時間
 - 2.2 正規雇用者の休息時間
3. 分析方法
 - 3.1 連続する平日2日間の労働時間
 - 3.2 休息時間
 - 3.3 分析方法の留意点
4. 分析Ⅰ：曜日別の「仕事」時間
5. 分析Ⅱ：連続する平日2日間の「仕事」時間
6. 分析Ⅲ：連続する平日2日間の休息時間
 - 6.1 休息時間量
 - 6.2 休息時間の時間帯
 - 6.3 休息時間と平日2日間の「仕事」時間
7. むすびにかえて

参考文献

1. はじめに

雇用の非正規化と不安定化は、1990年代前半のバブル経済崩壊以降、特に顕著となり、今日でもその状況は基本的には改善されていないことから、重要な社会問題の1つとして認識されている。この状況の中で、正規雇用者数は相対的に絞り込まれ、仕事量の増加などによって、厳しい労働環境に置かれている可能性が高い。非正規雇用者が注目され、その労働環境を統計で把握しようとする研究は蓄積されつつあるが、正規雇用者に特化した研究はそれほど多くない。労働環境の中でも、特に労働時間や休息時間の実態に筆者は注目

しているが、そのような視点による研究も十分とは言えない。関連する優れた研究としては、労働時間調査・統計を利用した小倉一哉氏や太田聡一らによる研究、生活時間統計を利用したNHK放送文化研究所や黒田祥子氏による研究がある。また、休息時間については、EU労働時間指令における休息期間規制が日本に対して持つ重要性を早くから指摘した濱口氏の研究、労働組合の取り組みを紹介する研究などがある。これらの先行研究を踏まえた上で、筆者が本稿で新たに明らかにしようとするのは、正規雇用者の労働時間と休息時間の実態の一端である。より具体的には、連続する平日（月～金曜）¹の2日間の労働時間と、1日目の勤務終了時刻から第2日目の勤務開始時刻までの休息時間を統計によって明らかにしようとするものである。

本稿の構成はまず、2.において先行研究を紹介した上で、上述した研究視角を設定した理由を説明し、3.で分析方法を、4.で労働時間と休息時間の分析結果を提示し、最後に結論を述べる。

¹ 平日を選んだ理由は、正規雇用者の大多数が平日に仕事をするからである。しかし、就労形態の多様化が進んでいる現代においては、週末に仕事をする労働者や平日に仕事休みである労働者が存在することも事実である。

2. 先行研究の概要と本稿の研究視角

2.1 正規雇用者の平日の労働時間

雇用形態によって労働時間の長さは大きく異なるので、雇用の非正規化が進行する現代において労働時間の実態を明らかにするためには、これを区別することが重要である²。しかし、正規雇用者の労働時間に特化した研究はそれほど多くない。

まず、小倉一哉氏による、正社員を対象とした労働時間に関する調査研究³がある(小倉 2007, 小倉・藤本 2006, 2007, 2010, 2011)。氏はこの調査研究によって、月間の労働時間を様々な属性別に集計して、長時間労働者の特徴を明らかにするだけでなく、不払いを含む残業時間の実態や残業をする理由、長時間労働が心身に与える影響など明らかにした。さらに、ホワイトカラー正社員に注目し、仕事の特性及び労働者個人の特性が労働時間に影響を与えていることを示した。

小倉氏は独自調査によるアプローチであるが、既存の公的な労働時間統計である、「労働力調査」(総務省統計局実施による月次調査)、「就業構造基本調査」(同局実施による5年毎調査)、「社会生活基本調査」(同局実施による5年毎調査、以下「社会調」と略す)を利用した研究もある。「就業構造基本調査」の「週間就業時間」(ふだんの1週間の実労働時間)統計を利用した研究としては、玄田(2005)や森岡(2011)が若中年層の「正規の従業員・社員」(以下、正規雇用者)

の長時間労働を指摘し、水野谷(2006)が長時間労働者の属する産業と職業の組み合わせを明らかにしようとした。「労働力調査」の「就業時間」(調査週間中実際に仕事に従事した時間)統計を利用した研究としては、太田他(2010)が正規雇用者の労働時間の長期的な時系列推移を基本的な属性別に明らかにした。「社会生活基本調査」の「仕事」時間(調査日中実際に仕事に従事した時間)統計を利用した研究としては、上田(2006)が職種や企業規模による「仕事」時間の違いを指摘し、黒田(2008, 2009, 2010)が1980年代以降の長期的な統計を基本的な属性別に準備し、平日1日当たりの「仕事」時間が趨勢的に上昇していることを明らかにした。

以上の研究は、異なる統計を用いて様々な視点から、正規雇用者の労働時間の実態解明に貢献している。このような研究蓄積を踏まえた上で、わずかではあるが、筆者が新たに明らかにしてみたいと考えた視点は、平日(月～金曜)の労働時間、特に平日の連続する2日間のそれである。平日の労働時間の時系列的推移をみると、あまり減少していない、あるいは延長傾向にさえあることは、1990年代に矢野眞和氏によってすでに指摘されており(矢野編 1995)、またこれまで実施されてきた「社会調」や「国民生活時間調査」(NHK放送文化研究所実施)の調査結果においても示唆されてきたことである(総務庁統計局監修・日本統計協会編 2000, 総務省統計局編 2008, NHK放送文化研究所編 2002, 2006, 2011)。そして上述の黒田氏によって正規雇用者の平日1日当たりの労働時間の延長傾向が明らかにされた。労働時間の測定単位として1日だけでなく、週間や年間、あるいは生涯もふくめた総合的な単位によるアプローチが労働時間研究には必要であると筆者は考えるが、上述したような1日単位の労働時間、特に平日1日の延長傾向が指摘されていることは重要である。なぜなら、平日

² 筆者は雇用形態と性の区分を重視した統計による労働時間と生活時間の分析に取り組んだことがある。水野谷(2005)を参照。

³ 小倉氏は1980年代後半から継続して労働時間に関する調査研究に取り組んでおり、その研究成果をまとめたものが小倉(2007)であった。筆者はこの単著の書評を執筆する機会があり、氏の調査研究の重要性を認識した。水野谷(2008)を参照。

の長時間労働が繰り返されると心身の疲労が回復されずに蓄積して、仕事はもちろんのこと、仕事以外の様々な活動に悪影響を及ぼし、ひいては労働者の健康を脅かす可能性を高めるからである。ただ、先行研究では平日を平均した1日の労働時間が取り上げられていたが、筆者は平日間の労働時間の違いに本稿では注目する。というのも、素朴な疑問として、平日の中でも日にちによって（あるいは曜日によって）違いがあるのか、平日の中で労働者は労働時間をどの程度調整するのか（例えば、ある日に長時間労働した場合に、次の日には前日より労働時間を減らすのか）を明らかにしたいと思ったからである。

日にちあるいは曜日別の労働時間について統計でアプローチした研究は少ない。NHK放送文化研究所関係者による「国民生活時間調査」を使った研究がこれまでに少しある⁴。

中西（1963）では1960年実施の調査にもとづいて、起床時刻、就寝時刻、労働時間、家事時間、ラジオ、テレビについて曜日別の行動者率が分析されている。労働時間では、午前8時及び午前9時に労働していた人の割合、そして午後4時及び午後5時に労働していた人の割合が、男性、製造業、公務自由業などの属性別に示されている。公務自由業を除いて、月曜から土曜までの割合にはほとんど変化がみられず、日曜日が他の曜日に比べて割合が低くなる傾向が指摘されている。公務自由業では土曜日にも割合の低下がみられる。

国民生活時間調査プロジェクト（1982）では、1980年に東京圏で実施された調査にもとづいて、季節、曜日、天候による生活時間

の違いが分析されている。曜日については、平日（月～金曜）5日間の行動種類（13種類）別総平均時間や主要行動（すいみん、在宅、仕事）の時間帯別行動者率が示されている。どの行動についても曜日による差はみられず、有業者か否かにかかわらずそうであることが指摘されている。

三矢（1993）では、1990年調査にもとづいて、3大行動分類別の総平均時間がいくつかの属性別に示された。職業別にみると、平日の各曜日間の違いはあまりないが、販売・サービス職従事者については水曜日に違いがみられ、具体的には仕事や家事などの時間を合計した「社会生活行動」時間が他の平日平均よりも短く、その理由として、販売・サービス業従事者の中には水曜日が休日や「ノー残業デー」である人の割合が他の職種に比べて高いことが指摘されている。

以上、主要な先行研究において労働時間に関する集計や分析が一部あるが、正規雇用者に特化した研究はない。そこで本稿では、正規雇用者を対象とし、平日の連続する2日間の労働時間を統計によって明らかにしてみたい。

2.2 正規雇用者の休息時間

平日の連続する2日間に注目するもう一つの理由が休息時間の把握の試みである。平日の長時間労働が疲労蓄積につながる懸念についてはすでに言及したが、疲労蓄積につながるもう1つ重要な要素として、休息時間がある。ここで休息時間とは、勤務と勤務の間の時間のことで、その日の勤務が終了した時刻から次の勤務を開始した時刻までの時間である。平日の長時間労働と短い休息時間が重なった場合には、日々の疲労が蓄積される可能性が非常に高くなるだろう。この点からも、平日の労働時間とともに、休息時間の実態を明らかにすることが重要である。

休息時間の重要性については、特にEU労

⁴ 海外における関連文献としては、米独の比較調査にもとづいて1日の労働時間と週労働日数を組み合わせて集計・分析したHamermesh（1996）、1週間＝7日間の生活時間調査から共稼ぎ夫妻の曜日別労働時間を明らかにしたBianchi他（2006）がある。

働時間指令における休息期間規制が日本に対して持つ重要性を早くから指摘した濱口氏の研究がある(濱口2006, 2009, 2010)。EU労働時間指令のポイントは、濱口(2010)によれば:

- ① 1日の休息期間: 24時間について最低連続11時間の休息期間を求めている。これを裏返せば、1日について休憩時間を含めた拘束時間の上限は原則として13時間ということになる。
- ② 休憩時間: 6時間を超える労働日につき休憩時間を設けることを求めているが、その時間や条件については国内法や労使協定に委ねている。
- ③ 週休: 7日毎に最低連続24時間の休息期間+上の11時間の休息期間(したがって連続35時間の休息期間)を求めている。なお、算定基礎期間は最高14日とされているから、2週間単位の変形休日 は許容される。
- ④ 週労働時間: 7日につき、時間外労働を含め、平均して、週48時間を超えないことを求めている。算定基礎期間は最高4カ月とされているので、4カ月単位の変形労働時間制は許容される。
- ⑤ 年次有給休暇: 最低4週間の年次有給休暇の付与を求めている。
- ⑥ 夜間労働者の労働時間: 24時間につき8時間以内とされているが、危険業務以外は変形性が認められている。
- ⑦ 夜間労働者の保護: 就業前及び定期健康診断、健康問題を抱える労働者の昼間労働への転換なども求められている。

休息時間については上記①が対応する。濱口氏は、日本の過重労働問題を認識した上で、労働者の健康を守るという視点の労働時間規制が必要であり、その具体案として上記の休息期間の日本への導入を主張している。

休息時間の重要性は日本でも認識されつつある。情報労連(情報通信関連産業の労働組

合)は、休息時間を「勤務間インターバル規制」として2009年に協定化し、成果を上げつつある(溝上2010, 縄倉2010, 藤井2010)。情報労連では2010年春闘で15組合が協定を締結している。協定内容は組合によって異なるが、溝上によれば、以下の4つのパターンに分かれる:

- i) 1日の時間外労働の上限が7時間。勤務終了後8時間の休息を付与。休息時間が勤務時間に食いついた場合は勤務時間とみなす(勤務免除)。
- ii) 1日の時間外労働の上限が7時間。勤務終了後10時間の休息を付与。勤務免除。
- iii) 1日の時間外労働時間の上限は定めない。勤務終了後8時間プラス通勤時間の休息を付与。勤務免除。
- iv) 対象職種を保守部門に限定。1日の時間外労働時間の上限は定めない。勤務終了後7時間の休息を付与。勤務免除。

このように休息時間規制の重要性は日本でも広まりつつあるように思われるが、休息時間に関する調査研究は、少ないと思われる。関連する先行研究としては、小林(2008, 2009)が、企業文化に関する国際調査にもとづいて休息時間を国際比較し、日本の平均休息時間(12時間11分)が中国や欧州諸国(14~15時間台)と比べて非常に短いことを指摘した。ただ、筆者が研究対象とする正規雇用者の休息時間に関する調査研究は見当たらないので、平日の連続する2日間の労働時間と併せて、この2日間の勤務間の休息時間を統計で明らかにしてみたい。

3. 分析方法

連続する平日2日間の労働時間と休息時間を把握するために利用できる統計は、総務省統計局の「社会調」である。「社会調」は、1日の生活時間の配分及び自由時間等における主な活動について、1976年から5年毎に

実施されている調査である。ただし、公表されている集計表には、平日、土曜日、日曜日、週平均といった集計が中心で、平日の曜日別集計についてはほとんどない⁵。そこで、2001年⁶実施の「社会調」のマイクロデータ⁷を利用して、「正規の従業員・社員」（以下、正規雇用者）を対象を絞ったうえで、本稿の分析目的に沿った集計表を作成することにする。

3.1 連続する平日2日間の労働時間

「社会調」の行動分類において、いわゆる労働時間にあたる分類は「仕事」であるので、行論では、便宜上、労働時間のことを「仕事」時間とする。

さて、2001年「社会調」の調査期間は、2001年10月13～10月21日で、調査回答者は、この期間のうち、指定された、連続する2日間の生活時間を回答するように指示されている。調査期間における標本の割り当ての状況は図表1のとおりである。金曜、土曜、日曜は生活時間の変動が大きいと想定されるので、他の曜日に比べて標本数が多めに割り当てられている。この中で、連続する平日2

図表1 「社会生活基本調査」(2001年)の標本グループ

		2001年10月								
		13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日
		土曜	日曜	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
標本グループ	1	○	○							
	2	○	○							
	3		○	○						
	4				●	●				
	5						●	●		
	6							○	○	
	7								○	○
	8								○	○

注 緑色のセルは本稿の分析対象を意味する。

日間に該当する標本グループは4と5である。本稿では、この標本グループのデータをプールして、1日目と2日目の「仕事」時間を集計する⁸。

3.2 休息時間

「社会調」の調査項目に休息時間はない。しかし、時間帯別（15分間隔）の生活行動は調査されている。そこで、上述した標本グループのデータにおいて、(i)1日目の「仕事」の終了時刻と(ii)2日目の「仕事」開始時刻を次の方法で暫定的に特定した：

- (i) 1日目の「仕事」の終了時刻：1日目において、0時15分以降、24時前に始まる最後の「通勤」の直前にある「仕事」の終了時刻
- (ii) 2日目の「仕事」の開始時刻：2日目において、0時15分以降、24時前に始まる最初の「通勤」の直後にある「仕事」の開始時刻

この定義に当てはまる標本だけを取り出し、(i)と(ii)の間の時間を休息時間として集計する。

⁵ 曜日（月～日曜）別の集計は、公表統計表レベルでは男女別有業者についてだけは実施されている。例えば、2006年調査では、生活時間編（全国）の報告書掲載統計表番号22-1～22-3である。

⁶ 「社会生活基本調査」のマイクロデータ（正式名称は「匿名データ」）は現在、1991年、1996年、2001年、2006年の4カ年分が利用可能であるが、筆者がマイクロデータを申請した時点（2010年7月）では、1991、1996、2001年の3カ年であった。さらに、本稿で2001年データを使用する理由は、後述する平日2日間の「仕事」時間や休息時間を集計するために必要な調査日情報が2001年データにのみ含まれていたためである。時系列変化をみるために複数年のデータを使うことが望ましいが、これは今後の研究課題としたい。

⁷ 全標本世帯から約8割をリサンプリングした匿名個票データである。

⁸ 連続する2日間ともに生活時間調査票に回答があった標本だけを本稿では使った。

3.3 分析方法の留意点

正規雇用者の連続する平日2日間の「仕事」時間を分析するために、本方法では、標本全体から限られた標本グループを取り出した。そして、休息時間を集計するために、この標本グループをさらに絞り込んだ。したがって、本稿の結果には相当な誤差が含まれている可能性がある。

また、休息時間の集計において、「仕事」の終了時刻と開始時刻を「暫定的」に特定したが、これは2つの意味で暫定的である。1つは、「社会調」において調査回答者がその日の「仕事」の終了時刻や開始時刻を直接、回答しているわけではないので、時間帯別に並んでいる生活行動をもとに、分析者が間接的に「仕事」の終了時刻や開始時刻を特定している点である。したがって、分析者の特定した時刻と、調査回答者の「本当」の時刻とは異なる可能性がある。もう1つは、集計上の技術的な問題である。「仕事」の終了時刻を特定するにあたって、その日で最も遅い「通勤」の直前にある「仕事」の終了時刻を用いた。調査回答者の中には、「仕事」の直後に「通勤」以外の行動（例えば「食事」や「買い物」）をしている場合があるが、そのような標本は分析対象から除いた。「仕事」の開始時刻の特定についても同様の問題が生じるがそのような標本も分析から除いた。本来であれば、そのような標本も分析に含めるべ

きだが、筆者の集計上の技術的問題で含めることができなかった。したがって、休息時間の分析に用いた標本は非常に限定的であることに留意が必要である。

4. 分析Ⅰ：曜日別の「仕事」時間

連続する平日2日間の分析に入る前に、予備的な分析として、曜日別の「仕事」時間を示す（図表2）。総平均時間をみると、男性の平日では530分（8時間50分）前後、女性の平日では450分（7時間30分前後）で、平日の曜日による変動はそれほど大きくはない。行動者率の変動も少ない。土曜・日曜になると「仕事」の行動者率も平均時間も平日に比べると大きく減少する。

この集計結果から、平日の「仕事」時間において、特定の曜日が他の曜日に比べて著しく長い、あるいは短いということはないように思われる。本稿で用いる、連続する平日2日間の標本は、火曜と水曜、木曜と金曜の2パターンであり、そこから1日目と2日目と「仕事」時間の相違について検討するのが本稿の研究目的である。もし、正規雇用者全体の傾向として、特定の曜日の「仕事」時間が他の曜日に比べて長かったり短かったりするのであれば、それを考慮しなければならないが、その可能性は小さいようなので、ひとまずこの点は考慮せずに、次の分析に移ること

図表2 正規雇用者の曜日別「仕事」時間、2001年

（単位：分、％）

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
男性							
総平均時間	527	533	522	537	527	276	131
行動者率	91%	93%	91%	94%	93%	54%	28%
行動者平均時間	578	574	572	572	568	509	472
女性							
総平均時間	448	447	443	455	446	219	114
行動者率	88%	88%	87%	90%	89%	50%	26%
行動者平均時間	507	509	506	507	503	442	436

出所：「社会生活基本調査」（2001年）の匿名データを筆者が集計。

にする。

5. 分析Ⅱ：連続する平日2日間の「仕事」時間

図表3、4は、「仕事」時間を「6時間以下」、「7～9時間」、「10時間以上」に区分し、1日目と2日目の組み合わせ（全部で9通り）に該当する正規雇用者の割合をまとめたものである。この図表で、正規雇用者が1日目と2日目でどのような「仕事」時間の行動パターンを取っているのか、その一端を知ることができる。

男性正規雇用者をみると、全体の約4割が両日ともに10時間以上、約3割が両日ともに7～9時間である。日本の法定労働時間からすると、1日8時間労働が基本と考えられるが、両日ともに7～9時間の割合よりも、10時間以上の割合が高い。これはまさに、男性正規雇用者の長時間労働の実態を反映し

図表3 日にち、「仕事」時間階級別正規雇用者割合(男性), 2001年

(単位: %)

		2日目の「仕事」時間階級			
		6時間以下	7～9時間	10時間以上	合計
1日目の「仕事」時間階級	6時間以下	2	2	2	6
	7～9時間	3	31	7	41
	10時間以上	3	9	42	53
	合計	8	42	50	100

出所:「社会生活基本調査」(2001年)の匿名データを筆者が集計。

図表4 日にち、「仕事」時間階級別正規雇用者割合(女性), 2001年

(単位: %)

		2日目の「仕事」時間階級			
		6時間以下	7～9時間	10時間以上	合計
1日目の「仕事」時間階級	6時間以下	6	4	1	10
	7～9時間	5	50	6	61
	10時間以上	1	7	20	29
	合計	12	61	28	100

出所:「社会生活基本調査」(2001年)の匿名データを筆者が集計。

たものと思われる。また、日にちによって「仕事」時間を調整しているのかどうかという筆者の関心については、調整している正規雇用者は少ないという結果となった。すでに多く指摘されていることの確認ではあるが、正規雇用者にとって自らの「仕事」時間を調整できる余地は少ないこと、例えば、1日目に「10時間以上」の「仕事」をしたからと言って、2日目に1日目よりも短い「仕事」時間にすることは困難であることが推測される。

女性正規雇用者は、両日ともに「7～9時間」が過半数を占めており、男性に比べて「仕事」時間が短いことがわかる。ただし、両日ともに約2割が「10時間以上」なので、女性正規雇用者においても長時間労働者が少なからず存在することがわかる。

6. 分析Ⅲ：連続する平日2日間の休息時間

「3. 分析方法」で定義した休息時間に該当する標本を使って、まず休息時間量を示したうえで、休息時間が1日目と2日目のどの時間帯に分布しているかを確認し、最後に、休息時間の長さによって、連続する平日2日間の「仕事」時間がどう変わるかを検討する。

6.1 休息時間量

図表5は、休息時間を「10時間以下」、「11～14時間」、「15時間以上」に分けて、男

図表5 休息時間階級別正規雇用者の割合, 2001年

(単位: %)

		男性	女性
休息時間	10時間以下	2	0
	11～14時間	50	26
	15時間以上	48	73
	合計	100	100

出所:「社会生活基本調査」(2001年)の匿名データを筆者が集計。

女別にその割合をまとめたものである。休息時間の階級区分として、前述した EU 労働時間指令の連続 11 時間の休息期間規制を基準にして、基準以下のレベルとして「10 時間以下」、基準をある程度クリアしているレベルとして「11～14 時間」、基準を十分にクリアしているレベルとして「15 時間以上」を設定した。なお、もし「仕事」の開始と終了時刻が 2 日間ともに午前 9 時と午後 5 時であった場合、休息時間は 16 時間となる。

男性では、「10 時間以下」はほとんどないが、「11～14 時間」が 50% を占める。EU の基準をクリアしているとはいえ、十分な休息時間がとれてない正規雇用者が多いことを示唆している。女性は男性に比べると「15 時間以上」の割合が高い。

6.2 休息時間の時間帯

生活時間調査の長所の 1 つは、各行動の時間量とともに、その行動がどの時間帯に行われたのかが把握できることである。休息時間の長さは、1 日目の「仕事」終了時刻と 2 日目の「仕事」開始時刻との間の単純な時間量であり、時刻情報は捨象されている。しかし、休息時間が時刻別にどのように分布している

か、言い換えると、「仕事」の終了と開始が時刻別にどのように分布しているかを知るとは、休息時間の実態把握において有益である。

そこで、1 日目の「仕事」終了時間帯として「午前 0～午後 3 時台」、「午後 4～11 時台」に区分し、さらに 2 日目の「仕事」開始時間帯として「午前 0～午前 9 時台」、「午前 10～午後 11 時台」に区分し、この組み合わせ（全部で 4 通り）に該当する男性正規雇用者の割合をまとめたものが図表 6-1 である。図表から明らかなおとおり、1 日目の「仕事」終了時間帯が「午後 4～11 時台」と 2 日目

図表 6-1 1 日目の「仕事」終了時間帯、2 日目の「仕事」開始時間帯別の正規雇用者割合（男性）、2001 年

（単位：％）

		2 日目の「仕事」開始時間帯		
		午前 0 時～ 9 時台	午前 10～ 午後 11 時台	合計
1 日目の 「仕事」終了時間帯	午前 0 時～ 午後 3 時台	4	2	6
	午後 4～11 時台	91	3	94
	合計	94	6	100

出所：「社会生活基本調査」（2001 年）の匿名データを筆者が集計。

図表 6-2 1 日目の「仕事」終了時間帯、2 日目の「仕事」開始時間帯別の正規雇用者割合（男性）、2001 年
（図表 6-1 の緑セルを 100 とした割合）

（単位：％）

		2 日目の「仕事」開始時間帯										
		午前 0 時台	午前 1 時台	午前 2 時台	午前 3 時台	午前 4 時台	午前 5 時台	午前 6 時台	午前 7 時台	午前 8 時台	午前 9 時台	合計
1 日目の 「仕事」終了時間帯	午後 4 時台	—	*	—	*	*	*	*	4	8	*	14
	午後 5 時台	—	*	—	*	*	*	*	6	17	2	25
	午後 6 時台	—	—	*	*	—	*	*	7	14	3	24
	午後 7 時台	*	—	—	*	*	*	*	4	10	2	17
	午後 8 時台	—	—	—	—	*	*	*	2	6	1	10
	午後 9 時台	—	—	—	*	—	—	*	1	3	1	6
	午後 10 時台	—	—	—	—	—	—	*	*	2	*	3
	午後 11 時台	—	—	—	—	—	—	—	*	*	*	*
	合計	*	*	*	*	*	*	3	25	59	11	100

注 1 赤いセルは休息 10 時間台以下、黄色いセルは休息 11～13 時間台、青いセルは休息 14 時間台以上を示す。

注 2 「—」は該当する標本なし、「*」は 1 % 未満のセルを意味する。

出所：「社会生活基本調査」（2001 年）の匿名データを筆者が集計。

の「仕事」開始時間帯が「午前0時～9時台」の組み合わせの割合が約9割で最も高い。言い換えれば、ほとんどの男性正規雇用者は、1日目の仕事を午後4時以降に終え、次の日の仕事を午前10時までには始めているということであり、これは常識の範囲である。

次に、この約9割の男性正規雇用者を取り出して、より詳しい時間帯別の組み合わせの割合をまとめたのが図表6-2である。1%未満のセルについては「*」印にしてあるが、このセルに該当する標本数は非常に少ないので、あくまでも参考情報である。前述したEUの基準以下のセルを赤色（「レッドカード」の意味で赤色とした）、基準をある程度超えたセルを黄色（「イエローカード」）、基準を十分超えているセルを青色とした。組み合わせの多い割合は青色セルの部分で、1日目の「仕事」終了時間帯が「午後5～6時台」で2日目の「仕事」開始時間帯が「午前8時台」である。「レッドカード」ゾーンの割合は非常に少ないが、例えば、1日目の「仕事」終了時間帯が「午後10時台」で、2日目の「仕事」開始時間帯が午前8時台の割合は2%で、この場合は、恐らく睡眠と通勤だけが休息時間の行動ということになろう。

また、「イエローカード」ゾーンとして、1日目の「仕事」終了時間帯が「午後7～9時台」で、2日目の「仕事」開始時間帯が「午前7～8時台」の割合が1割強であり、睡眠と通勤に最低限の時間を費やす必要を考えれば、その他の行動に費やせる時間は相当厳しい状態であろう。

図表7-1、7-2は男性と同様のやり方で女性について集計したものである。女性は男性に比べて、青色セルの割合が高く、特定の時間帯の組み合わせに集中する傾向がある。例えば、1日目の「仕事」終了時間帯が5時台で、2日目の「仕事」開始時間帯が「午前8

図表7-1 1日目の「仕事」終了時間帯、2日目の「仕事」開始時間帯別の正規雇用者割合（女性）、2001年
(単位：%)

		2日目の「仕事」開始時間帯		
		午前0時～9時台	午前10～午後11時台	合計
1日目の「仕事」終了時間帯	午前0時～午後3時台	5	2	7
	午後4～11時台	88	5	93
	合計	93	7	100

出所：「社会生活基本調査」（2001年）の匿名データを筆者が集計。

図表7-2 1日目の「仕事」終了時間帯、2日目の「仕事」開始時間帯別の正規雇用者割合（女性）、2001年
<図表7-1の緑セル%を100とした割合> (単位：%)

		2日目の「仕事」開始時間帯										
		午前0時台	午前1時台	午前2時台	午前3時台	午前4時台	午前5時台	午前6時台	午前7時台	午前8時台	午前9時台	合計
1日目の「仕事」終了時間帯	午後4時台	*	—	—	—	—	*	*	3	16	3	22
	午後5時台	*	—	—	—	—	—	*	4	30	6	40
	午後6時台	*	—	—	*	—	—	*	2	16	4	23
	午後7時台	—	—	—	—	—	*	*	1	5	2	9
	午後8時台	—	—	—	—	—	—	*	*	3	*	4
	午後9時台	—	—	—	—	—	—	—	*	*	*	2
	午後10時台	—	—	—	—	—	—	—	*	*	*	*
	午後11時台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	*	*
	合計	*	—	—	*	—	*	*	11	71	16	100

注1 赤いセルは休息10時間台以下、黄色いセルは休息11～13時間台、青いセルは休息14時間台以上を示す。

注2 「—」は該当する標本なし、「*」は1%未満のセルを意味する。

出所：「社会生活基本調査」（2001年）の匿名データを筆者が集計。

時台」の組み合わせが30%である。

6.3 休息時間と平日2日間の「仕事」時間

休息時間とそれを挟む平日2日間の「仕事」時間の関係はどうか。これを探るために、休息時間が「12時間以下」と「13時間以上」でグループ分けし、それぞれのグループで連続する平日2日間の「仕事」時間を「分析Ⅱ」と同様な区分で男性について集計したのが図表8-1、8-2である。当然の結果と言えるかもしれないが、休息時間が短いグループ(図表8-1)の方が、長時間労働者、つまり両日ともに「仕事」時間が「10時間以上」の割合が圧倒的に高い。これによって、休息時間が短い男性正規雇用者は、両日ともに長時間労働である傾向がわかる。また、別の見方からは、仮に、両日ともに「仕事」時間が11時間と長時間であったとしても、2日目の「仕事」開始時刻を遅くできる余地があれば、休息時間をより長くできるかもしれない

が、そのような余地は男性正規雇用者には少ないと言えるかもしれない。

図表9-1、9-2は、男性と同様に集計した女性の結果表である。男性同様、女性においても、休息時間が短いグループでは、両日ともに「10時間以上」労働者の割合が多いが、男性ほど割合は高くない。ただし、男性に比べると、1日目の「仕事」時間が「10時間以上」で、2日目の「仕事」時間が「7～9時間」の割合が少し高い。つまり、1日目に長時間労働した場合に、2日目の「仕事」時間を減らしている女性正規雇用者が多いことを示唆しているのかもしれない。

7. むすびにかえて

本稿では、正規雇用者における労働時間の新たな実態把握を試みるために、2001年実施の「社会調」マイクロデータを利用して、連続する平日2日間の「仕事」時間と、その間

図表8-1 日にち、「仕事」時間階級別正規雇用者割合(男性), 2001年

<休息時間 12時間以下> (単位: %)

		2日目の「仕事」時間階級			
		6時間以下	7～9時間	10時間以上	合計
1日目の「仕事」時間階級	6時間以下	0	0	0	1
	7～9時間	0	1	3	4
	10時間以上	2	8	86	96
	合計	2	9	89	100

出所:「社会生活基本調査」(2001年)の匿名データを筆者が集計。

図表9-1 日にち、「仕事」時間階級別正規雇用者割合(女性), 2001年

<休息時間 12時間以下> (単位: %)

		2日目の「仕事」時間階級			
		6時間以下	7～9時間	10時間以上	合計
1日目の「仕事」時間階級	6時間以下	1	0	1	2
	7～9時間	0	6	5	11
	10時間以上	4	14	69	88
	合計	5	20	75	100

出所:「社会生活基本調査」(2001年)の匿名データを筆者が集計。

図表8-2 日にち、「仕事」時間階級別正規雇用者割合(男性), 2001年

<休息時間 13時間以上> (単位: %)

		2日目の「仕事」時間階級			
		6時間以下	7～9時間	10時間以上	合計
1日目の「仕事」時間階級	6時間以下	1	1	1	4
	7～9時間	2	38	8	48
	10時間以上	1	9	38	48
	合計	5	48	47	100

出所:「社会生活基本調査」(2001年)の匿名データを筆者が集計。

図表9-2 日にち、「仕事」時間階級別正規雇用者割合(女性), 2001年

<休息時間 13時間以上> (単位: %)

		2日目の「仕事」時間階級			
		6時間以下	7～9時間	10時間以上	合計
1日目の「仕事」時間階級	6時間以下	5	3	1	8
	7～9時間	4	54	6	63
	10時間以上	1	7	20	29
	合計	10	63	27	100

出所:「社会生活基本調査」(2001年)の匿名データを筆者が集計。

に挟まれている休息時間を集計・分析した。その結果、特に男性正規雇用者の長時間労働と短い休息時間の実態の一端が明らかになった。また、労働時間の長さは連続する平日2日間ではあまり調整されず、1日目に長く「仕事」をした男性正規雇用者は、2日目にも長く「仕事」をする傾向が確認された。EUでは1993年に労働時間指令が制定され、その中で最低連続11時間の休息期間が設定された。本稿の集計結果によれば、特に男性正規雇用者において11時間の休息時間という基準を用いると、「レッドカード」と「イエローカード」ゾーンの割合が少なからず存在する。さらにこのような休息時間の短い労働者は前後2日間の「仕事」時間も長い傾向にある。このような状況にある正規雇用者にとっては、疲労回復は困難であり、したがって健康への悪影響が懸念されよう。

繰り返しになるが、本稿は、2001年という限られた調査年の統計で、さらに限定的な標本に基づく暫定的な分析である。また、本稿では正規雇用者を一括りにしているが、年齢や職業などの基本的な属性をコントロールした分析が必要である。日本でも休息時間規制の重要性が認識され始めている一方で、休息時間の実態に関する調査研究は不足しているように思われる。本稿の内容が他の研究によって検証され、さらに休息時間に関する調査研究が今後、発展・充実することを期待したい。

【付記】

- ① 本稿で使用したデータは、法政大学日本統計研究所（サテライト機関）を経由して独立行政法人・統計センターから提供されたマイクロデータ（「社会生活基本調査」の「匿名データ」）である。
- ② 本稿は、北海学園大学学術研究助成（2010年度共同研究）の成果の一部である。

参考文献

- 上田貴子（2006）「正規雇用者の生活時間」『日本労働研究雑誌』No.552
- NHK放送文化研究所編（2002）『日本人の生活時間・2000：NHK国民生活時間調査』NHK出版
- NHK放送文化研究所編（2006）『日本人の生活時間・2005：NHK国民生活時間調査』NHK出版
- NHK放送文化研究所編（2011）『日本人の生活時間・2010：NHK国民生活時間調査』NHK出版
- 小倉一哉（2007）『エンドレス・ワーカーズ：働きすぎ日本人の実像』日本経済新聞社
- 小倉一哉・藤本 隆（2006）『働き方の現状と意識に関するアンケート調査結果』（JILPT調査シリーズNo.20）
- 小倉一哉・藤本隆史（2007）『長時間労働とワークスタイル』（JILPT Discussion Paper Series 07-01）
- 小倉一哉・藤本隆史（2010）『仕事特性と個人特性から見たホワイトカラーの労働時間』（JILPT Discussion Paper Series 10-02）
- 小倉一哉・藤本隆史（2011）『仕事特性・個人特性と労働時間』（労働政策研究報告書No.128）
- 太田聰一・黒田祥子・玄田有史（2010）「長期時系列データを用いた長時間労働の分析：『労働力調査特別調査』及び『労働力調査（詳細集計）』による検証（Part 1：男性正規雇用者編，Part 2：女性正規雇用者編）」、総務省統計研修所リサーチペーパー第22，23号
- 玄田有史（2005）『働く過剰：大人のための若者読本』NTT出版
- 黒田祥子（2008）『1976-2001年タイムユーズ・サーベイを用いた労働時間・余暇時間の計測：日本人は働きすぎか』（一橋大学経済研究所 Discussion Paper No.337）
- 黒田祥子（2009）『日本人の労働時間は減少したか？：1976-2006年タイムユーズ・サーベイを用いた労働時間・余暇時間の計測』（東京大学社会科学研究所（ISS）Discussion Paper Series J-174）
- 黒田祥子（2010）「生活時間の長期的な推移」『日本労働研究雑誌』第599号
- 国民生活時間調査プロジェクト（1982）「季節・曜日・天候によって生活時間はどうか？」『文

- 研月報』1982年2月号
- 小林良暢(2008)『『休息時間』なくして『ワーク・ライフ・バランス』なし：なぜ日本では実現できないのか？ EU指令の重要性』『現代の理論』第17号
- 小林良暢(2009)「仕事と生活時間の国際比較と『休息時間』『労働調査』第473号
- 総務庁統計局監修・日本統計協会編(2000)『生活時間とライフスタイル』日本統計協会
- 総務省統計局編(2008)『平成18年社会生活基本調査 第7巻 国民の生活時間・生活行動(解説編)(調査票A)』総務省統計局
- 中西尚道(1963)「生活時間の曜日別変動——国民生活時間調査の分析(7)——」『文研月報』1963年2月号
- 縄倉 繁(2010)「情報労連におけるインターバル規制の取り組み」『労働調査』第491号
- 濱口桂一郎(2005)『EU労働法形成過程の分析(1)(2)』(比較法政研究シリーズ第6, 7号)東京大学大学院法学政治学研究科付属比較法政国際センター
- 濱口桂一郎(2006)「EU労働法政策における労働時間と生活時間：日本へのインプリケーション」『社会政策学会誌』第15号
- 濱口桂一郎(2009)『新しい労働社会：雇用システムの再構築へ』岩波書店
- 濱口桂一郎(2010)「勤務間インターバル規制とは何か？」『人事実務』47巻, 1087号
- 藤井 淳(2010)「『休息時間』導入で安全・健康守る」『ひろばユニオン』586号
- 牧田徹雄(1996)「曜日別生活時間の違い：国民生活時間調査から」『日本世論調査協会報』78号
- 牧田徹雄(1997)「生活時間の曜日別比較分析」『放送研究と調査』2月号
- 三矢恵子(1993)「“休日”が変える曜日のイメージと生活」『放送研究と調査』1993年9月号
- 水野谷武志(2005)『雇用労働者の労働時間と生活時間：国際比較統計とジェンダーの視点から』御茶の水書房
- 水野谷武志(2006)「ジェンダー視点からみた労働・生活時間の配分構造：統計による日本の実態の把握と検討」『社会政策学会誌』第15号
- 水野谷武志(2008)「書評：小倉一哉『エンドレス・ワーカース』」『大原社会問題研究所雑誌』601号
- 溝上憲文(2010)「注目！勤務間インターバル規制：情報労連の取組みを追う」『賃金事情』No. 2597
- 森岡孝二(2011)「労働時間の二重構造と二極分化」『大原社会問題研究所雑誌』No.627
- 矢野真和編(1995)『生活時間の社会学：社会の時間・個人の時間』東京大学出版会
- Bianchi, S.M., Robinson, J.P. and Milkie, M.A. (2006), *Changing Rhythms of American Family Life*, Russell Sage Foundation: New York.
- Hamermesh, D.S. (1996), *Workdays, Workhours and Work Schedules: Evidence for the United States and Germany*, W. E. Upjohn Institute for Employment Research: Michigan, U.S.A.